

インドにおけるアファーマティヴ・アクション政策 —範囲、進歩、問題点—

スカデオ・ソラット
桐村彰郎（訳）

（訳者解説）

ここに訳出するのは、インドのジャワハルラル・ネルー大学教授（経済学）でダリット学研究所所長であるスカデオ・ソラット（Sukhaddeo Thorat）氏の論考 "Affirmative Action Policy in India – Dimensions, Progress and Issues" である。二〇〇五年七月エチオピアのアジス・アベバで、地域間不平等ファシリティが組織し、UNECA（国連アフリカ経済委員会）が開いた「不平等への取組み：内包的発展のための政策」のワークショップのために準備されたものである。

訳者は幸いにも、ダリットであるソラット教授の論考「カースト、経済的排除・差別そして貧困—インドのダリット収奪」を既に訳出して広く紹介できていた（『部落解放研究』一六一号、一〇〇四年一二月）が、かれは、一〇〇五年一二月九日に開催された世界人権宣言五七周年記念大阪集会のシンポジウム—「職業と世系に基づく差別」の撤廃をめざしてーのために来日、「ダリット・社会的排除と人権」と題する報告をおこなった。翌日にはシンポジウム出席の講師（アブドゥル・カマラ、スカデオ・ソラット、組坂繁之、鄭鎮星の各氏）を囲んで終日研究会を開いたが、ここに訳者も出席、その後、組坂氏以外の講師を招いての懇親会（会食）にも引き続き参加し、ソラット教授とインドにおけるダリット問題について語り合ったことがわかった。collaborationについても話が進み、大学問についてはともかくとして、個人的レベルでは、まず教授の諸論考をひろく紹介することから始め

る」とで合意した。本訳出は、その最初の一歩である。なお、かれの国の現状については拙稿「インドにおける〇四年選挙結果とダリットの現状」(『奈良法学会雑誌』第一八巻三・四号、一〇〇六年三月)を参考いただきたい。

翻訳 インドにおけるアファーマティヴ・アクション政策 —範囲、進歩、問題点—

スカデオ・ソラット

不平等の構造

インド社会は、カーストとエスニシティの制度に基づく高度の構造的不平等によって特徴づけられる。カースト制度（人口の八〇%以上を構成するヒンドゥ教徒の社会組織）は、生まれによって予め決定された、経済的、市民的権利の不平等で階層的な地位をもつた社会的集団（カースト）に人びとを分割する原理に基づいている。カースト間の社会的排除は同カースト内結婚と社会的分離をつうじて確実なものとなる。こうして排除はこの制度に内在的な、その基本的特徴の必然的な結果である。すべてのカーストは（カーストの階層性の頂点にいる人びとを除いて）、異なった程度において不平等で階層的な権利の割当てを受けたのであるが、この階層制の底辺に位置するアンタッチャブル・カーストは、歴史的に所有権、ビジネス（不浄で汚れたとみなされるものを除く）、教育、そして市民的、文化的、宗教的権利を、手作業と彼らの上にいるカーストへのサービスを除いて、否定されていたので、もつとも苦しんだのである。その上、アンタッチャブルの人びとはまた、かれらが不浄で汚れており不可触とみなされるために、居住地の隔離や社会的孤立にも苦しむのである (Akerlof, 1976, Scoville, 1991, Lall, 1988, Ambedkar, 1936 やおよび 1987, Thorat⁽¹⁾ 2005)。

排除のもうひとつのみなもとはアドヴァーシ（先住民を意味する）のような集団が受けるエスニック・アイデンティティに関連するものである。この集団は、その地理的、文化的孤立と分離によつて孤立と排除と無視と低開発に苦しんだ。かれらの場合、排除はかれらの生活する周辺にある資源への権利の否定、政府の政策の意図せざる結果や意図的な結果、社会的経過を含むいく

つかの形態をとりうる。

インド人口の約四分の一を構成するこれら二つの集団が、カーストやエスニックの排除から生じる収奪を、こうむっているのである。一〇〇一年には、アンタッチャブル（指定カースト／SC）は一六%、アドヴァーシーの人びと（指定部族／ST）は八%を占め、二つでインド人口の約四分の一、すなわち二億五〇〇〇万人（約一億六七〇〇万人のアンタッチャブル、そして八四〇〇万人の先住民）を構成する。また、ヒンドゥ教徒のアンタッチャブルのほかに、他の宗教に改宗した前アンタッチャブル、すなわちシク教や仏教やキリスト教に転じたアンタッチャブルが存在する。かれらはインド人口の約四%を占め、すべての分野でではないにしても、いくつかの分野でカーストに基づく差別をこうむっている。だが実はそのうちの二つ、すなわちシク教徒と仏教徒のアンタッチャブルはすでに政府の留保政策の対象部分となっている。その上、留保適格者のリストへの包含を考慮するのを求めるクリスチヤンのアンタッチャブルの請願（を受け入れること）が、政府と裁判所の義務になりつつある。第三の社会集団は「その他の後進カースト」で、最近かれらは、留保の目的を政府の仕事だけにすることを承認されたが、その雇用公務員と経済状況についての資料の欠如のために、われわれは分析をSCとSTだけに限定することにする。

排除と社会集団間の不平等

被排除集団の歴史的排除（および、すべてのないにしてもいくつかの伝統的な形態でのその継続）は、かれらの間に深刻な収奪と貧困を結果としてもたらし、所得収入、資本的資産（例えば、農地や農地以外）、教育、（あるタイプの）雇用へのアクセスの欠如、また市民的、文化的および政治的権利の欠如、そして貧困と栄養失調に反映した。

表1は、一〇〇〇年はじめにおけるその他（非SC/ST）と比較した生活水準の指標および差別に関するSCとSTの状態を示す。

一般的にいって、今日でさえも、指定カーストは資本的資産の所有や雇用へのアクセスがより少ないし、教育程度も低く、高度の貧困と十分の市民的、政治的、文化的権利の欠如に苦しんでいる。SCの約七〇%が農村地域に住んでいる。一〇〇〇年には、（農村では）SCの約一六%は自営の耕作者であり、他の一二%が非農業の経営に携わっている。だから、約二八%は資本的

資産へのアクセスをいくらか獲得した—非SC/ST集団の五六%に比べればずっと低いが。各世帯の資産（富の不平等を反映するが）は、計算すると非SC/STの一三万四五〇〇ルピーに対し、SCは四万九一八〇ルピーとなつた。

資産所有の欠如により、指定カースト世帯の六〇%以上が（農村で）臨時の賃金労働に依存していく、その他の集団の四分の一よりもはるかに高い。かれらの失業率（五・五%）はその他の集団のそれ（三・四%）の約一・六倍である。識字については、その他の集団の六二・五五%に比べて五一・一六%にすぎない。これらの収奪の累積的効果は高い貧困発生率に反映している—その他の集団がわずか二一%なのに比べて、指定カーストでは約三六%に達するのである。

高い貧困率は、その他の集団と比べてSCの乳児（八三%）や幼児（三九%）の高い死亡率に導く（その他の集団は、それぞれ六二%と二二%）。少なくともSCの女性の五六%は貧血症にかかっていた。SCの子どもの栄養失調や栄養不良の程度は高く、かれらの半分以上がこの問題に苦しんでいた。

二〇〇一年、農村地域でSCの識字率はその他の集団が六三%なのに比べて五一%であった。これにたいして都市部の識字率はそれぞれ八一・八%と六八・一%であった。

一九九二—二〇〇一年の間の差別では、一万四〇三〇件のカースト差別のケースが、また、八万一七八六件の残虐行為のケースが、一九五五年の反不可触民制法（すなわち市民権保護法）や一九八九年の残虐行為阻止法によつてアンタッチャブルにより警察に記録された（表3参照）。こうして、その他も含め差別や暴力のケース総数二八万五八七一件が記録された。最初の研究で示されているように、現実の数字はずつと高い（ソラット、1999年、参照）。

STのケースでは、「部族」の約四六%は、その他の集団の二一%と比べると貧困である。かれらの識字率はずつと低く、農村地域でその他の集団が六二・五五%なのに比べると四五・〇二%、都市部では八一・八〇%に対し六九・〇九%である。その幼児死亡率は最も高く、非SC/STの二二%に対し四六%である。部族の主要問題のひとつは土地疎外と開発によつて引き起こされる移動である。これまでに、約七五〇万人のSTの人びとが移動させられたが、これは移動させられた全人員の四〇%を構成する。このうち約一八五万人だけが新たな土地に定住している。

憲法の条項

インドの反差別政策、すなわち「留保政策」として知られるものは、国レベルではその開始は一九三〇年代初めにさかのぼるが、一九五〇年に施行された憲法のなかの条項によつてあらわされている。インド憲法の条項の二つの重要な特徴が認識される必要がある。すなわち、「非差別および平等の機会」という原則の条項と、平等な機会を確保するための措置をとるよう国に権限を与える条項である。

第一のものに関しては、第一六条は「国のある職場への雇用または任命に関する事項について、いかなる市民にも平等の機会」を規定する。それは特に、宗教、人種、カースト、性、世系、出生地、居住地あるいはそれらのいずれかを理由として、国のある職場への雇用あるいは任命における差別を禁止する。もつとはつきり言えば、憲法第一七条はアントラッチャブルの差別と排除を正当化する不可触民の制度を廃止している。条項は、「不可触民制」は廃止され、その慣行はいかなる形式においても禁止される、と述べている。

それから、こうした条項から生じるものとして、憲法は非差別と平等の機会を実際に確保する措置をとるよう国に責任を課している。国家政策の指導原則中の第四六条は、「国は特別の配慮をもつて国民の弱者層、特に指定カーストおよび指定部族の教育上および経済上の利益を促進し、また、かれらを社会的不正義とあらゆる形態の搾取から保護しなければならない」と述べている。

憲法のこうした条項は公務員職や教育や政治的代表その他（の留保）に関連する。

公務員職の場合には、条項は任命と昇格の両方に関連する。第一六条第四項は、「後進階級の市民のために、任命またはポストを留保するためのなんらかの規定」を設ける権限を国に与えている。第一六条第四A項は、SCおよびSTのために、国のある公務員職のポストの昇格問題について留保する旨を国が規定できることとしている。第三三五条は、「連邦または州の事務に関する公務やポストへの任命において、指定カーストおよび指定部族の構成員の要求は、行政の効率性維持と一致するようにしながら考慮されなければならない」と述べる。

教育の場合には、条項は教育施設における非差別、平等な代表および教育の促進に関連する。第一五条第四項は、「本条の規定

は、国が社会的教育的後進諸階級の市民の進歩のために、あるいは指定カーストや指定部族のために何らかの特別規定を設けることを妨げるものではない」と述べている。第二九条第二項は、宗教、人種、カースト、言語またはそれらのいずれかのみを根拠にした差別を非とし、国により維持され、または国の資金から援助を受けている教育施設へ入学することを否定されないとする保護規定である。

政治的保護条項の場合、憲法はSCやSTへの適切な代表を与える措置をとるよう国に権限を与えていた。さまざまな条文には、その人口比率に応じて立法機関にSC／STの議席を留保するようにとの諸規定が入っている。すなわち、中央議会（第三三〇条）、州議会（第三三二一条）、市（Municipalities）（第一四二一丁条）、おもどまなパンチャヤート・レベルの団体、すなわち村落、郡、県（第一四三〇条）の議会での留保である。

留保政策の種類—雇用、教育そして立法機関

こうして、これらの集団へのインド政府のアプローチは、主に、法の前の平等を保障し、SC／STの教育的経済的利益を促進し、かれらを多くの領域での差別から守るように、国に特別規定を設ける権限を与える憲法条項によつて形づくられてきた。

政府はSC／STのために二重の戦略を用いてきたが、それは、(a) 差別に対する法的保護条項、(b) 国家セクターと国家に支援されたセクターに対する留保政策の形での事前対策的措置、そして(c) 一般的な開発的あるいはエンパワー的な措置の一部として、私的セクター（すなわち、SC／ST労働者の九〇%以上が従事している農業や私的産業）に対する非公式のアファーマティヴ・アクションの性質をもつ政策を含む。

反差別的措置には、一九五五年の反不可触民制法（一九七六年に市民権保護法と改称された）や、指定カースト・指定部族残虐行為阻止法一九八九年を含む。第一の法律により、不可触民制の慣行、公衆の利用する場所やサービスにおける差別は、犯罪として扱われる。第二番目の法律は、高位カーストによるいくつかの種類の暴力や残虐行為に対してSC／STに法的保護を与える。

公務員職、教育施設および議会のような政治団体におけるSC／ST両者への留保もまた、反差別的だが事前対策的な措置に

該当する。これらの事前対策的な措置は、さまざまな公的領域へのSC/STの比例的参加を確保するために用いられてきた。

留保政策は小さな国家経営ないし国家支援のセクターに限定されており、SC/STの人口・労働者の九〇%以上が従事する広大な私的セクターが排除されていて、それ故、ありうる差別から保護されないままになつてている。私的セクターにおける留保政策が欠如しているので、国はSC/STの経済的、教育的、社会的エンパワーメントのために「一般的プログラム」を用いてきた。焦点は固定資本資産（土地や土地以外）の私的所有、教育、そして住宅、健康、飲料水、電気その他のような社会的ニーズへのアクセスを改善することであった。資本資産の私的所有、教育それに社会的ニーズを改善あるいは構築するための戦略は、反貧困プログラムの一部として一般的にとられてきたもので、これもまた、SC/STのために指定方式や非公式な手法での割当てを用いた。

政府セクターの留保政策

この論文が主に焦点をあてるのはアファーマティヴ・アクション政策についてなので、われわれはいくらか詳しく述べたの留保政策を論じることにする。

留保政策は、主に三つの分野、すなわち公務員職、公的教育施設における入学および中央、州それに地方の立法機関や団体において実施されている。公務員職や教育の場合、アファーマティヴ・アクション政策は政府や政府の援助する公的業務のセクターおよび教育施設に限定されていて、私的な仕事や教育施設は政策の範囲から完全に除外されていることに触れておかねばならない。ある期間にわたって政府の分野が拡大したが、留保の範囲も拡大した。新たな分野は政府住宅、店舗や商業活動のための政府区域、それに多くのその他の小さな分野を含む。

最も重要なのは公務員職における留保である。第一六条第四項は後進カーストのために留保を許しており、この条項を履行して政府は人口割合に比例してSC/STに留保を設けた（表2参照）。雇用人員の昇格にも留保がある。公務員職には一般的に文官職、公的セクター事業、法定でかつ準政府の団体、政府の管理下にあるか補助金をうけとっている任意機関などを含む。中央レベルではいくつかの公務員職は留保から除外されており、これらにはとりわけ国防と司法を含む。⁽³⁾

留保は一連の他の特別規定をともなつており、これら集団が政府の仕事を求めて競争できるように、その能力を促進し改善することを企図している。これら（の規定）には、公務員職への応募の年齢制限の緩和、合理的制限内での最低適正基準の緩和（要求された最低資格を条件とする）、申込み料金の緩和、また、SC/ST人員のための試験前トレーニングや独自面接の規定、選抜委員会へのSC/ST出身の専門家（の参加）についての規定、その他を含む。

第二の重要な留保の分野は教育である。第一五条第四項は、国に対し、SCやSTの進歩のために特別の規定を設ける権限を与えており。この規定により、国はSCやSTの学生に対し、中央や州政府の経営する技術、工学、医学カレッジも入るカレッジや大学を含む教育施設および政府の援助する教育施設に席を留保してきた。これらの規定は多くの財政計画によつて支えられている。教育計画のなかには、奨学金、SC/ST学生用の特別寮、授業料の特権、書籍の補助金、補習コーチングなどがある。

第三番目の最も重要な留保の分野は中央や州の立法機関における代表である。議会の議席の留保は指定カーストや指定部族にとって特殊で必須の憲法規定のひとつである。憲法第三三〇条、第三三二条および第三三四条により、議席が人口割合に比例して中央議会や州議会で指定カーストや指定部族に留保されている。同様の留保が、県、郡および村落のレベルといった地方レベルの（立法）機関に与えられている。指定カーストのために、全体に対するその人口比率が比較的大きいさまざまな選挙区で議席が留保されている。

憲法上の留保議席条項はSCやSTの政治的参加を高めるために法的規定によつて補足されている。少額の選挙供託金がこれらの集団のメンバーから要求される。公務員職の留保とは異なつて、政治的留保にはタイムリミットがある。それは一〇年ごとに延長されている。現在の延長は二〇一〇年までである。

実行と監視

中央政府は留保政策やその他のプログラムを規制、監視、実行するための行政的メカニズムを開拓してきた。これらの制度は、（a）中央の公務員職における要求割当て分の達成を規制（すなわち、時々留保に関する規定を準備）し、監視することに直接関わるもの、（b）留保違反の事件で調査機関として行動するもの、（c）最後に、SCやSTの全面的な発展を政策決定し管理

することに関わるものに分類されうる。

これらの組織は以下のものである。

- (1) 職員、公的苦情および年金省の中の職員および訓練局
- (2) 指定カーストおよび指定部族の全国委員会
- (3) SC／STの福祉に関する議会の委員会
- (4) 社会正義とエンパワーメント省および部族問題省
- (5) 計画委員会、後進カースト部門

職員および訓練局（DOPT）は、職員、公的苦情および年金省内にある部門で、公務員職における留保政策を実際に規制し監視する。その主要な職務は規則を施行し、規則に変更を加え、また中央の公務員職において規則により割当て分の達成を監視することである。各省や政府の支援する組織には、留保による募集をおこなうために、連絡官（Liaison Officer）をもつたいわゆるSC／ST細胞という行政単位がある。細胞内の連絡官はこの点に関して指令が厳密に遵守されることを確実にする責任をもつ。DOPTは省や組織の行政の長を通じて、中央での留保を監視し規制するのである。

他の重要な組織は、SCやSTの全国委員会である。それはまた、留保による公務や昇格の問題に関するSC／STから受けた具体的な苦情を調査する役割をもっている。問題が差別事件や留保政策違反、およびこれに関連する問題にかかるものかもしれない。委員会は民事法廷の権限をもち、尋問や訴訟のために雇用主を召喚することができる。委員会はまたSC／STの発展を監督し、一九五〇年から開始されて毎年議会で議論されるかれらの進歩についての年次報告書を準備する。

政策を形づくるレベルにあるのは、社会正義とエンパワーメント省、部族問題省、それにSC／STの福祉に関する議会の委員会である。（二つの）省は、指定カーストおよび指定部族の発展に関する課題を管理する中心的な組織体である。省はSC／STの全体的な発展に責任をもつ。省は教育や経済的発展に関するさまざまな計画を遂行する。それらは、経済計画のための後進カースト特別部門をもつ計画委員会と密接に協力して仕事をおこなう。

SC／STの福祉に関する議会の委員会は、SC／STの代表制について進歩を検証するという課題を委ねられたもうひとつ

の組織体（議会のSC/ST議員から成る）であり、政策やプログラムの効果的遂行について適切な勧告をおこなう。

金融メカニズム

留保政策の実施やSC/STの一般的発展プログラムに関する資金は、政府の年次予算をつうじてやつてくるもので、かれらの発展のために特別指定されたものである。政府は五年計画の一部として、SCのための特別部分計画やSTのための部族副次計画の形で、特別の財政メカニズムを作り出している。特別部分計画と部族副次計画は一般セクターからの資金（そしてそれゆえ利益）の流れを、指定カーストや部族の発展のために、州や中央各省の計画に流し込むよう企図されている。年次計画にかかる資金は、分割しうる計画／プログラムの場合には、かれらの人口割合に比例して配分されることになつていて。

政府はまた、SCやSTを目標とするプログラムに資金を提供するために、独自の財政制度を作り出している。これらには、全国SC/ST金融開発公社（NSFDC）、指定カースト・指定部族開発公社、全国サファイ・カラマチャリ（糞尿処理人）金融開発公社が含まれる。

留保のインパクト

ここでは、われわれは雇用、教育および議会における留保政策のインパクトを検討する。まず、雇用については、SC/STの政府被雇用者の数は、驚くべき増加を示している。一九五六年には、二一万二七五四人のSCの被雇用者がいたが、これは一九九一年には六四万一九二〇人、二〇〇三年には五四万二二〇人に増加した（表4参照）。政府被雇用者全体に対するSC被雇用者のパーセンテージの対応増加率は、一九五六年の一四・九八%から二〇〇三年にはかれらの人口割合にかなり近い約一六・五二%まで高まつた（表5参照）。STの場合には、数では一九五六年の二万二五四九人から二〇〇三年の二二万一三四五人まで、パーセンテージの対応増加率では一九五六年の一・五九%から二〇〇三年の六・四六%まで増加した。

同様に、公的セクター事業における被雇用者の数は、SCに関しては、一九七〇年の四万六四〇人から二〇〇三年の二九万六三八八人に、STに関しては、当該年の間に一万二三〇九人から一三万八五〇四人に増加している（表6および表7参照）。国有

の諸銀行の場合、SC被雇用者数は、一九七八年の五万五〇〇〇人（一一%）から二〇〇〇年の一四万三〇〇〇人（一七%）に、STでは、八〇〇〇人（一・八%）から四万三六五〇人（四・九%）に増えた。これらには教育施設その他のような他の多くの政府分野が含まれておらず、これらのセクターを入れれば留保による絶対数はさらに増えるであろうと言えるかも知れない。

このように、過去五〇年ばかりの間に、公務員職におけるSC／STの割合はきわめてはつきりと改善した。しかしながら、仕事の型には差異がある。一般的に言つて、留保はCやDクラスの仕事に対しても要求されたパーセンテージに近いが、AやBカテゴリーの仕事の場合にはより少ないのである（このカテゴリー別比率に関しては表8、9、10を、公的セクター事業については、表11、12、13、14を、また、公的セクター諸銀行については、表15、16、17参照）。

教育施設への入学の場合、高等教育における留保のインパクトについては評価は限定的である。限定的な証拠によれば、学生の入学は増加しました留保によつても増加している。一九八一年にSC卒業生の比率は約三・三%、STは〇・八%という評価もあるが、これは全人口に占めるかれらの割合のはるかに下である。一九九〇年代後半までに全学生入学数に占めるSCの比率は七・八%、STの比率は二・七%にまで上がつた。しかしながら、全人口にたいするSCやSTのパーセンテージは、それぞれ一六%と八%で、これに比べるとかれらの入学数はたいへん低い。どれだけの学生が留保から直接に利益を得ているかを算定することは難しい。ある算定の示すところでは、一九九六／九七年に約五一万人のSC学生と一八万人のST学生が入学した。このうちおよそ二〇万人のSCおよびST学生は高等教育（そこでは留保が問題になる）における望ましいプログラムで入学したのかもしれない。Weisskopf（110〇五年）の算定は、大学に入学したSCとSTの学生の約三分の一は留保政策に基づく望ましいプログラムで高等教育を続けていた、と結論している。これによれば、望ましい制度あるいはプログラムで入学するのは、大学に通う七〇万のSC、ST学生の約三分の一になる。

政府（の公的雇用）や（高等）教育における憲法の留保条項は、国に対して、被差別集団のために特別規定を設けるという権限を認めるものにすぎない。しかし、議会の議席に関する留保は特別に憲法そのものに規定されている。議席は各州のSCおよびSTの人口に比例して留保されていて、事実上強制的である。こうして、二〇〇四年には、ロク・サバ（下院）の五四三のうち七五議席（一三・八一%）がSCに留保され、四一議席（七・五五%）がSTに留保された。ヴィダン・サバ（州議会）の議

席総数のうち二〇〇〇議席以上がSCとSTに留保された。しかしながら議席のパーセンテージはなお一九八一年のSCおよびST人口に基づいていて、これまでのところ二〇〇一年人口センサスの人口にあわせて最新化されていない。効果的な実施のために課題と措置（に取組むことが必要である）。

これまでの議論から明らかのように、雇用や教育における留保政策は、公務員職や（高等）教育施設や議会や州議会およびより下位の議会へ、SC／STのメンバーを入れることにかなりの程度成功してきた。

しかしながら、雇用や教育施設での現実の留保は、いくつかのカテゴリーの仕事については、目標に達していない。留保はある種の公務員職、部局や等級に集中する傾向がある。例えば、二〇〇三年には、SC／STの全体ポストのうち等級のCとDのポストの充足率はほとんど達成されている（表8、9参照）。等級のCとDの場合には、目標はSCの一六%、STの八%という人口基準に近いが、等級のAとB、それに大学での仕事を含むいくつかのカテゴリーの技術職では目標に届いていない。留保達成のプロセスは告知のレベルよりもゆっくりしているし、留保の範囲（もそうである）。留保はさまざまやり方で抵抗にあっており、準備の遅れやポスト充足の遅延や裁判への訴えに反映されている。抵抗はより等級の高い仕事にずっと多いし、教育施設においてもそうであり、より低いカテゴリーの仕事では少ない。遅れや抵抗は特に、留保について決定する団体の承認を得ることが必要な、国の援助する自治施設の場合に見出される。

教育施設への入学の分野でも、SCやSTの割合は好まれる施設ではずっと少ない。多くの場合、留保は理論上は受け入れられているけれども、十分に履行されてこなかつた。SCやSTの一六%ないしは八%という要求されたレベルに達するよう、しっかりと遅れを取り戻すことが必要である。

ある期間にわたつて職員局はこうした問題を克服するためにいくつかの措置をとり、また手続き上の保護規定を発展させてきた。留保に関する規定は適切であると述べておく必要がある。しかし、問題は履行にあるのだ。官僚社会によるさまざまな形態での巧妙な抵抗がある。差別され、留保の不履行で苦しめられた何千というSC／STは、SC／ST委員会が一九五〇年に創設されて以来そこに訴えを提起してきた。そして重要なことは、ずっと多くの者が情報の欠如、遅れ、それにこのような訴えがあまり肯定的結果をもたらさないということによつて訴えを起していなかつたことである。⁽⁴⁾

仕事における留保政策を効果的に遂行するために、政府は、留保ポストを実施する「ロースター・モデル」（すなわち空席を、留保されたものか、それとも非留保のものが特定する）の維持、SC/ST候補者への独自の面接、各職場で留保政策を監視する連絡官、選抜委員会でのSC/STの代表、留保ポストを非留保にするのを禁止、SC/STカテゴリーが空いている場合にそのポストを一般カテゴリーの候補者で完全に取り替えることの禁止、などを含む若干の保護条項を展開しようとした。

現在の留保政策を制限する主要なものひとつは、「留保法」、留保政策の遂行を故意に避ける人々をチェックするよう規定したもの、がないことである。最近政府は、故意に留保政策を遂行しない人びとにに対する措置条項をもつた「留保法」を制定するために、イニシアティヴをとっている。

雇用や教育施設への入学における留保政策を制限するもうひとつのものは、それがちっぽけな政府や政府支援セクターに適用されるもので、SC/ST労働者の九〇%以上が従事する私的セクターを排除していることである。注目に値する除外は、私的な産業——およびサービス——セクター、そして私的教育施設である。⁽⁵⁾ 私的セクターにおける留保の要求がまた始まつたのは、まさに一九九〇年代初めにおける私有化政策と政府雇用の重大な裏口的な非留保政策の導入である。そして現在の政府は、私的セクターについてアファーマティヴ・アクション政策を展開するために「閣僚グループ」を設立している。⁽⁶⁾

最後に、政治的留保の場合には、ふたつの問題が焦点になつてている。中央ならびに州議会議席割合を最近の人口数によつて最新にするのは、政府の側でさえも抵抗がある。現在の議席割当ではなお一九八一年の人口センサスにもとづいている。SCの人口割合は一三・八一%、STは七・五五%であるが、一方、最近の人口センサス二〇〇一によるかれらの人口（比率）はSCが約一六%、STが約八%である。こうして、両集団は中央と州の議会で十分に代表を送れないという被害をこうむり続けている（表18参照）。

もうひとつの問題は、議会におけるSC/STの代表がもつ代表の質に關係する。諸研究は、留保がSC/STに代表を与えてきたことを考察した。内閣における閣僚を含めて、さまざまな政府団体には代表についての法的規定は存在しないけれども、それにもかかわらず、かれらからさまざまな団体に代表を出してきたが、これは主として政治的留保によつてあたえられた政治的基盤によるものである。こうして、政治的留保は、それがなければ欠落していたであろうような実体のある量的存在を与えて

いる。SC／ST代表の活動は多分これらの集団に影響をあたえる問題に集中しており、これら集団の利害を代表するのにかれらが有効であることは、その福祉を直接構成する問題をあつかう際に非常に非常にあきらかになろう。しかしながら、研究は、SC／STの代表が高位カースト出身の同僚よりも、参加の程度が低く、明確に発言したり、断固として主張したりする」とが少なく、自立性が小さい、という問題を観察している。問題が代表の質にあるかぎりは（研究の必要があるが）、おそらくそれは留保議席についての取り決めによつて強いられた「構造的な不自然さ」に起因するのかもしない（Galanter 1991）。よりわけSC出身の留保議席の議員は、圧倒的にかれの集団の非構成員からなる選挙区に責任をもち、かつ従属している。これら留保議席の議員が、高位カーストの票に依存し、かれらの支持に応えなければならぬかぎりは、ひょっととする」としていの留保選挙区で少数派であるSC／STの十分な利益を代表するには内的な制限があることに、かれらは苦しむ」とになる。この取り決めは、これらの集団の異なる利害があまりにも直接的にあるいは強力に表現されないようにするフィルターとして役立つ。この故にこそ、アンベドカルはオールタナティヴな取り決め、あるいはSC／STの選挙すなわち「分離選挙」の方式を示していたのである。分離選挙は議会においてSCやSTがより自立した代表をあらわすことを確実にしたであろう。⁽⁷⁾

脚注

- (1) ハジの論文では、アンタッチャブルという語は指定カーストと互換的に使用される。指定カーストという語は、行政用語でアンタッチャブルに用いられている。同様に、「アディヴアーシ」（原住民）も指定部族に互換的に用いられる。
- (2) 全インド的レベルでの公式の留保政策は、一九三〇年以前には各州／地方によって公式、非公式に試行されたけれども、一九三一年プーナ協定により中央政府によって中央および各州のために採用された。例えば、公式の留保政策は、現在のマハラシュトラ州の県である小さなコルハアル州で一九〇二年に採用された（Nalawade 2003）。
- (3) 政府の仕事についての留保政策はプーナ協定で一九三一年に始められた。しかしながら、公務員職における具体的な割合はいつも留保は、政府令を通じて一九四三年に命じられ、これが後に一九四七年、独立インド憲法の条文の下でさらに規定された（Galanter 1991 pp86 参照）。
- (4) SCおよびST委員会のさまざまな年次報告参照。
- (5) 反不可触民制定（一九五五年）の条項およびその一九七六年修正（市民権法と改称）は「仕事の雇用」に関連して不可触賤民制を理由とし

て差別することを犯罪とする。しかし、一般に公衆はこの条項について意識もしていないし、それが公的領域にもち込まれ用いられたこともない。

- (6) ソラット、二〇〇四年。ソラット他、二〇〇五年。
(7) B. R. アンベドカル（一九四五年）参照。

参考文献（略）

表1 カースト、エスニック集団の不平等状況（2000年、インド）（数字 %ほか）

開発指標		SC	ST	OC	ALL
貧困					
1 貧困率（農村）（%）		36	46	21	27
2 貧困率（都市）（%）		38	35	21	24
3 農業労働者の貧困率（農村）（%）		46	61	39	45
4 臨時労働者の貧困率（都市）（%）		58	64	45	49
栄養失調と栄養不良					
1 乳児死亡率（‰）		83	84	62	NA
2 幼児死亡率（‰）		39	46	22	NA
3 貧血症児の比率（%）		78	79	72	NA
4 低体重児（%）		21	26	14	NA
農地や資本的資産へのアクセス					
1 世帯当たりの総資産の価値（ルピー、1992）	49189	52660	134500	107007	
1 自営農の比率（%）		16	48	41	NA
2 賃金労働者の比率（農村）（%）		61	48.6	25	NA
3 臨時労働者の比率（都市）（%）		26	26	7.0	NA
失業率（農村）（日の状況）（%）		5.5	3.0	3.4	NA
農村での非農業賃金（ルピー）	61.06	54.38	64.9	NA	
識字					
1 農村の識字率（2001）（%）	51.16	45.02	62.55	58.74	
2 都市の識字率（2001）（%）	68.12	69.09	81.80	79.92	
非農業労働者の比率（仕事の多様性）	27.07	15.80	32.2	NA	
差別と残虐行為					
1 差別事件の記録件数（1992～2001）	14030	876	-	-	
2 残虐行為の記録件数（1992～2001）	81796	7645	-	-	
3 差別事件と残虐行為の全件数（1992～2001）	285871	47225	-	-	

SC：指定カースト

ST：指定部族

OC：その他のカースト（非SC/ST）

出典－ソラット(2005) "Persistence Poverty-Why SC and ST Stay Chronically Poor"
DFID Working Paper (2005)

表2 SC、ST、OBCの留保の現行比率（公務員）

	任 命 方 法	留 保 の 固 定 比 率		
		SC %	ST %	OBC %
(a).	公開競争による全インド的基準にもとづく直接募集（すなわち、UPSC*によるもの、あるいはSSC**または他の当局により行われる競争的筆記試験によるもの）	15	7½	27
(b).	上記(a)すなわちSSCまたは他の当局以外の、競争的筆記試験を行なわない、全インド的基準にもとづく直接募集	16½	7½	27
(c).	通常地方出身の候補者を求める等級ⅢとⅣのポスト（CとDの集団のポスト）への直接募集	各州/連邦直轄領において、一般にSC、ST、OBCの人口比にもとづく		
	等級あるいは行政職内で昇格により満たされるポスト。直接募集の人員が75%を超えない場合 (a) B、C、Dの集団内での限定的な部局競争試験をつうじて。 (b) B集団からより下位の段階にいたるまでの選抜によって、あるいはA集団又はB、C、Dの集団内のカテゴリーによって。 (c) A、B、CおよびDの集団内での適性にもとづく年功序列の基準にもとづいて。	SC %	ST %	
		15%	7½	
		15%	7½	
		15%	7½	

訳者注 UPSC = Union Public Service Commission

SSC = Staff Selection Commission

表3 SC、SCに対する差別、残虐行為および犯罪の件数

年	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	総計
事件の型	指定カーストに対する犯罪										
殺人	616	510	546	571	543	513	516	506	526	763	5610
レイプ	849	798	992	873	949	1037	923	1000	1083	1316	9820
誘拐	213	246	251	276	281	243	253	228	268	400	2659
集団強盗	81	102	78	70	90	58	49	36	38	41	643
強盗	265	197	259	218	213	162	150	109	108	133	1814
放火	406	369	533	500	464	389	346	337	290	354	3988
傷害	na	na	4542	4544	4585	3860	3809	3241	3497	4547	32625
反不可食民制法1955年によって記録された件数	2900	2531	1731	1528	1417	1216	724	678	672	633	14030
(SC/ST) 残虐行為阻止法1989年によって記録された件数	na	na	14938	13925	9620	8070	7443	7301	7386	13113	81796
その他の市民権違反	19592	20220	10038	10492	13278	12396	11425	11657	11587	12201	132886
総計	24922	24973	33908	32997	31440	27944	25638	25093	25455	33501	285871
事件の型	指定部族に対する犯罪										
殺人	103	105	105	75	94	95	66	80	59	167	949
レイプ	334	328	385	369	314	315	331	384	447	573	3780
誘拐	62	44	64	74	50	41	56	59	403	67	920
集団強盗	8	9	8	18	32	3	5	3	48	16	150
強盗	19	21	8	27	21	8	15	8	5	73	205
放火	47	26	36	40	51	29	38	43	2	108	420
傷害	na	na	699	688	694	706	638	646	32	756	4859
反不可食民制法1955年によって記録された件数	248	150	63	71	72	88	50	45	31	58	876
(SC/ST) 残虐行為阻止法1989年によって記録された件数	na	na	1316	1480	754	643	709	574	502	1667	7645
その他	3485	2969	2335	2656	2891	2716	2368	2608	2661	2732	27421
総計	4306	3652	5019	5498	4973	4644	4276	4450	4190	6217	47225

表4 政府雇用と留保（1956－2003）

1月1日	総計	SC	ST	その他
1956	1420051	212754	22549	1184748
1957	1826424	253308	29248	1543868
1958	1744056	215940	30518	1497598
1959	1839101	223124	35652	1580325
1960	1866729	228497	37704	1600528
1961	1903110	235968	38510	1628632
1962	2119204	267000	43933	1808271
1963	2206955	283108	47477	1876370
1964	2265199	298369	50989	1915841
1965	2344487	311425	52655	1980407
1966	2362276	316073	55178	1991025
1967	2499283	334744	57497	2107042
1968	2587843	341010	61075	2185758
1969	2643476	359943	64315	2219218
1970	2228925	291874	60325	1876726
1971	2698151	360042	67957	2270152
1972	2749985	370584	71569	2307832
1973	2436063	340938	418229	1676896
1974	2893751	395453	81512	2416786
1975	2954098	408879	86897	2458322
1976	2973278	421685	90392	2461201
1977	3020755	441463	101552	2477740
1978	3028792	448713	108052	2472027
1979	3093123	467712	120443	2504968
1980	3137001	490592	125004	2521405
1981	3227528	490194	123314	2614020
1982	3124860	520994	149301	2454565
1983	3278290	536037	167363	2574890
1984	3303619	529573	149391	2624655
1985	3374021	567356	156911	2649754
1986	3455634	551161	158656	2745817
1987	3433984	555471	161012	2717501
1988	3335997	543905	164459	2627633
1989	3464435	568600	174101	2721734
1990	3477053	590108	185245	2701700
1991	3735017	641920	203253	2889844
1992	3659391	628709	156377	2874305
1993	3530023	604347	202068	2723608
1994	3567112	602670	195802	2768640
1995	3557210	619986	205436	2731788
1996	3474827	590556	196137	2688134
1997	3307984	582230	203037	2522717
1998	3431756	605206	210405	2616145
1999	3544262	591740	218653	2733869
2000	3627882	593639	225917	2808326
2001	3729567	611869	237051	2880647
2002	3381221	574033	206752	2600436
2003	3269345	540220	211345	2517780

出典：SC・ST委員会および職員局年次報告書

表5 政府雇用における比率 % (1956-2003)

1月1日	SC	ST	その他
1956	14.98	1.59	83.43
1957	13.87	1.60	84.53
1958	12.38	1.75	85.87
1959	12.13	1.94	85.93
1960	12.24	2.02	85.74
1961	12.40	2.02	85.58
1962	12.60	2.07	85.33
1963	12.83	2.15	85.02
1964	13.17	2.25	84.58
1965	13.28	2.25	84.47
1966	13.38	2.34	84.28
1967	13.39	2.30	84.31
1968	13.18	2.36	84.46
1969	13.62	2.43	83.95
1970	13.09	2.71	84.20
1971	13.34	2.52	84.14
1972	13.48	2.60	83.92
1973	14.00	17.17	68.84
1974	13.67	2.82	83.52
1975	13.84	2.94	83.22
1976	14.18	3.04	82.78
1977	14.61	3.36	82.02
1978	14.81	3.57	81.62
1979	15.12	3.89	80.99
1980	15.64	3.98	80.38
1981	15.19	3.82	80.99
1982	16.67	4.78	78.55
1983	16.35	5.11	78.54
1984	16.03	4.52	79.45
1985	16.82	4.65	78.53
1986	15.95	4.59	79.46
1987	16.18	4.69	79.14
1988	16.30	4.93	78.77
1989	16.41	5.03	78.56
1990	16.97	5.33	77.70
1991	17.19	5.44	77.37
1992	17.18	4.27	78.55
1993	17.12	5.72	77.16
1994	16.90	5.49	77.62
1995	17.43	5.78	76.80
1996	17.00	5.64	77.36
1997	17.60	6.14	76.26
1998	17.64	6.13	76.23
1999	16.70	6.17	77.14
2000	16.36	6.23	77.41
2001	16.41	6.36	77.24
2002	16.98	6.11	76.91
2003	16.52	6.46	77.01

233 —— インドにおけるアファーマティヴ・アクション政策

表 6 公的セクター事業における雇用と留保 (1970-2003)

1月1日	総 計	SC	ST	その他
1970	547629	40640	12309	494680
1971	638151	59108	19412	559631
1972	814123	103416	33604	677103
1973	1173680	198273	89747	885660
1974	1381279	226142	99923	1055214
1975	1372606	236810	123719	1012077
1976	1576146	275362	125364	1175420
1977	1681360	283248	128440	1269672
1978	1737134	300405	136061	1300668
1979	1820302	317401	138364	1364537
1980	1863204	318204	144432	1400568
1981	1946887	335441	164246	1447200
1982	1961440	338347	166876	1456217
1983	1929990	267043	179724	1483223
1984	2053134	371625	180715	1500794
1985	2088742	395622	193381	1499739
1986	2117179	399382	195554	1522243
1987	2134585	414539	209954	1510092
1988	2172877	423879	212460	1536538
1989	2188835	428491	216355	1543989
1990	2215895	432890	220118	1562887
1991	2152650	365421	162819	1624410
1992	2084914	369834	162000	1553080
1993	2084914	369834	168065	1547015
1994	2075049	371022	168065	1535962
1995	2021500	364262	160053	1497185
1996	1973141	356366	160067	1456708
1997	1996786	362028	161917	1472841
1998	1938094	351278	155748	1431068
1999	1926403	336140	152286	1437977
2000	1800628	324140	145581	1330907
2001	1725656	311337	141821	1272498
2002	1636762	292677	133548	1210537
2003	1632998	296388	138504	1198106

表7 公的セクター事業におけるSC、STの雇用率 % (1970-2003)

1月1日	SC	ST	その他
1970	7.42	2.25	90.33
1971	9.26	3.04	87.70
1972	12.70	4.13	83.17
1973	16.89	7.65	75.46
1974	16.37	7.23	76.39
1975	17.25	9.01	73.73
1976	17.47	7.95	74.58
1977	16.85	7.64	75.51
1978	17.29	7.83	74.87
1979	17.44	7.60	74.96
1980	17.08	7.75	75.17
1981	17.23	8.44	74.33
1982	17.25	8.51	74.24
1983	13.84	9.31	76.85
1984	18.10	8.80	73.10
1985	18.94	9.26	71.80
1986	18.86	9.24	71.90
1987	19.42	9.84	70.74
1988	19.51	9.78	70.71
1989	19.58	9.88	70.54
1990	19.54	9.93	70.53
1991	16.98	7.56	75.46
1992	17.74	7.77	74.49
1993	17.74	8.06	74.20
1994	17.88	8.10	74.02
1995	18.02	7.92	74.06
1996	18.06	8.11	73.83
1997	18.13	8.11	73.76
1998	18.12	8.04	73.84
1999	17.45	7.91	74.65
2000	18.00	8.09	73.91
2001	18.04	8.22	73.74
2002	17.88	8.16	73.96
2003	18.15	8.48	73.37

表8 政府の被雇用者総数に対するSCの比率 % (カテゴリー別)

1月1日	A	B	C	D
1991	9.09	11.82	15.65	21.24
1992	9.67	11.57	15.74	20.88
1993	9.80	12.17	15.91	20.73
1994	10.24	12.06	15.74	20.47
1995	10.15	12.67	16.15	20.53
1996	11.51	12.30	15.45	20.27
1997	10.74	12.90	16.20	24.06
1998	10.80	12.35	16.32	18.65
1999	11.29	12.68	15.78	20.00
2000	10.97	12.54	15.88	17.38
2001	11.42	12.82	16.25	17.89
2002	11.09	14.08	16.12	20.07
2003	11.93	14.32	16.29	17.98

表9 政府の被雇用者総数に対するSTの比率 % (カテゴリー別)

1月1日	A	B	C	D
1991	2.53	2.35	4.98	6.82
1992	2.92	2.38	3.16	6.75
1993	3.06	2.35	5.43	6.87
1994	2.93	2.81	5.38	6.15
1995	2.89	2.68	5.69	6.48
1996	3.57	2.81	5.65	6.07
1997	3.23	3.04	6.16	6.73
1998	3.44	3.02	6.01	6.95
1999	3.39	3.35	6.07	7.00
2000	3.48	3.09	6.33	6.66
2001	3.58	3.70	6.46	6.81
2002	3.97	4.18	5.93	7.13
2003	4.18	4.32	6.54	6.96

表10 政府の被雇用者総数に対する非SC・STの比率 % (カテゴリー別)

1月1日	A	B	C	D
1991	88.37	85.83	79.36	71.94
1992	87.40	86.05	81.10	72.37
1993	87.13	85.48	78.66	72.39
1994	86.83	85.13	78.88	73.38
1995	86.96	84.65	78.16	72.99
1996	84.93	84.89	78.90	73.67
1997	86.03	84.05	77.65	69.21
1998	85.76	84.63	77.67	74.40
1999	85.32	83.98	78.15	73.00
2000	85.55	84.37	77.79	75.95
2001	85.00	83.48	77.29	75.30
2002	84.94	81.74	77.94	72.80
2003	83.88	81.36	77.17	75.06

表11 公的セクター事業におけるカテゴリー別の全被雇用者比率 % (1992-2003)

1月1日	A	B	C	D(清掃人を除く)	清掃人
1992	8.87	7.51	58.38	25.25	1.42
1993	9.17	7.78	57.45	25.60	1.20
1994	8.86	8.00	57.81	25.33	1.29
1995	9.88	8.02	57.60	24.50	1.20
1996	10.07	8.33	57.41	24.19	1.23
1997	10.25	8.26	57.75	23.74	1.24
1998	10.30	8.48	57.93	23.29	1.34
1999	10.77	9.10	57.90	22.24	1.33
2000	11.34	9.73	56.31	22.63	1.53
2001	11.78	11.11	54.62	22.49	1.22
2002	11.92	11.55	54.34	22.19	1.28
2003	11.56	11.09	57.09	20.26	1.14

表12 公的セクター事業におけるカテゴリー別のSCの比率 % (1970-2003)

1月1日	A	B	C	D(清掃人を除く)	清掃人
1970	0.40	1.35	47.50	50.75	10.06
1971	0.43	1.36	57.82	40.38	8.14
1972	0.40	1.20	42.13	56.27	7.42
1973	0.30	0.76	44.38	54.56	5.60
1974	0.40	0.74	46.23	52.64	5.55
1975	0.45	0.74	61.11	37.69	5.52
1976	0.43	0.70	57.11	41.76	5.29
1977	0.54	1.03	61.40	37.03	5.68
1978	0.64	1.20	67.90	30.26	6.02
1979	0.86	1.58	72.62	24.94	6.84
1980	1.08	2.13	73.75	23.04	6.89
1981	1.18	2.21	71.06	25.55	7.00
1982	1.23	2.22	71.09	25.46	6.75
1983	1.51	2.07	67.65	28.77	6.28
1984	1.62	2.18	67.65	28.55	6.21
1985	1.72	2.33	65.09	30.86	6.96
1986	1.97	2.51	64.73	30.80	7.02
1987	2.19	2.54	64.48	30.80	5.62
1988	2.55	3.29	63.74	30.41	5.59
1989	2.62	3.49	63.15	30.75	5.69
1990	2.81	3.72	62.94	30.53	5.66
1991	3.50	4.08	57.85	34.58	5.77
1992	3.50	4.08	57.85	34.58	5.77
1993	3.81	4.00	60.59	31.60	5.52
1994	3.86	4.27	58.10	33.77	5.39
1995	4.49	4.23	60.59	30.69	5.30
1996	4.69	4.47	60.84	30.01	5.69
1997	5.20	4.73	60.46	29.60	5.26
1998	5.43	4.93	60.64	28.99	5.25
1999	6.25	5.55	59.38	28.83	5.56
2000	6.52	5.97	59.21	28.30	5.92
2001	7.03	7.10	57.34	28.53	4.92
2002	7.46	7.76	57.88	26.90	5.14
2003	7.49	7.60	60.95	23.97	5.58

表13 公的セクター事業におけるカテゴリー別のSTの比率 % (1970-2003)

1月1日	A	B	C	D（清掃人を除く）	清掃人
1970	0.43	0.46	36.71	62.39	0.62
1971	0.30	0.43	47.76	51.51	0.61
1972	0.31	0.40	40.94	58.34	1.24
1973	0.15	0.23	46.86	52.76	0.56
1974	0.19	0.23	45.52	54.07	0.59
1975	0.19	0.24	58.72	40.86	0.54
1976	0.22	0.27	57.48	42.03	0.61
1977	0.28	0.56	61.59	37.57	0.68
1978	0.32	0.61	69.51	29.55	0.65
1979	0.45	0.96	71.07	27.52	1.07
1980	0.52	1.17	70.88	27.44	1.33
1981	0.59	1.28	69.09	29.03	0.65
1982	0.59	1.32	69.27	28.82	0.65
1983	0.70	1.26	65.57	32.48	0.59
1984	0.72	1.28	65.35	32.65	0.61
1985	0.77	1.25	63.08	34.90	0.65
1986	0.97	1.29	62.91	34.83	0.67
1987	0.95	1.50	59.51	38.04	0.40
1988	1.14	1.80	58.88	38.17	0.41
1989	1.25	1.98	58.31	38.46	0.42
1990	1.33	2.04	58.15	38.48	0.46
1991	1.94	2.93	62.71	32.42	0.77
1992	1.94	2.93	62.72	32.41	0.77
1993	2.22	3.38	62.25	32.15	0.49
1994	2.06	3.26	63.88	30.80	0.63
1995	2.71	3.34	63.47	30.47	0.60
1996	2.81	3.62	61.73	31.84	0.50
1997	3.16	3.77	61.41	31.66	0.48
1998	3.36	4.10	61.07	31.47	0.43
1999	3.83	4.71	59.46	31.99	0.51
2000	4.16	5.03	58.90	31.92	0.60
2001	4.35	6.23	58.56	30.86	0.51
2002	4.90	6.95	58.61	29.55	0.54
2003	4.75	6.74	62.17	26.34	0.42

表14 公的セクター事業における非SC・STのカテゴリー別の比率 % (1993-2003)

1月1日	A	B	C	D(清掃人を除く)	清掃人
1992	10.77	8.74	58.06	22.43	0.46
1993	11.17	9.14	56.20	23.48	0.19
1994	10.81	9.42	57.07	22.69	0.31
1995	11.96	9.44	56.25	22.35	0.21
1996	12.18	9.80	56.10	21.92	0.16
1997	12.28	9.62	56.68	21.42	0.29
1998	12.25	9.83	56.92	21.00	0.43
1999	12.56	10.40	57.38	19.66	0.37
2000	13.30	11.16	55.32	20.23	0.49
2001	13.77	12.64	53.51	20.08	0.34
2002	13.77	12.98	53.01	20.25	0.38
2003	13.36	12.46	55.55	18.64	0.06

表15 公的セクター銀行の被雇用者総数に対するSCの比率 % (カテゴリー別)

1月1日	役員	行員	補助員
1978	2.04	10.32	16.25
1980	3.20	45.47	15.90
1982	4.39	11.20	17.65
1986	6.68	11.72	17.57
1991	9.53	12.05	17.20
1992*	11.13	14.32	21.98
1994*	10.25	14.45	23.30
1998*	11.88	15.01	23.25
1999*	12.12	15.22	23.81
2000*	12.51	14.88	24.47

注：*印は清掃人を除く

出典：SC・ST全国委員会

表16 公的セクター銀行の被雇用者総数に対するSTの比率 % (カテゴリー別)

1月1日	役員	行員	補助員
1978	0.34	1.82	2.09
1980	0.67	8.55	2.64
1982	1.01	2.38	3.42
1986	1.69	3.21	3.64
1991	2.67	3.84	4.54
1992*	3.12	4.56	5.80
1994*	3.35	4.57	5.84
1998*	4.01	4.81	6.16
1999*	4.09	4.84	6.20
2000*	4.22	4.76	6.25

注：*印は清掃人を除く

出典：SC・ST全国委員会

表17 公的セクター銀行の被雇用者総数に対する非SC/STの比率 % (カテゴリー別)

1月1日	役員	行員	補助員
1978	97.62	87.86	81.67
1980	96.13	45.98	81.46
1982	94.60	86.42	78.94
1986	91.62	85.07	78.79
1991	87.80	84.12	78.26
1992*	85.75	81.12	72.22
1994*	86.41	80.98	70.86
1998*	84.11	80.18	70.59
1999*	83.78	79.94	69.99
2000*	83.27	80.36	69.28

注：* 印は清掃人を除く

出典：SC・SC全国委員会

表18 第5～第14議会（下院）の社会集団別議員数

	選挙率	年	実際の議員数				議員比(%)			
			SC	ST	その他	総数	SC	ST	その他	総数
1	第5 Lok Sabha	1971	75	33	440	548	13.69	6.02	80.29	100
2	第6 Lok Sabha	1977	64	33	462	559	11.45	5.90	82.65	100
3	第7 Lok Sabha	1980	81	31	453	565	14.34	5.49	80.18	100
4	第8 Lok Sabha	1984	79	43	449	571	13.84	7.53	78.63	100
5	第9 Lok Sabha	1989	81	37	413	531	15.25	6.97	77.78	100
6	第10 Lok Sabha	1991	78	39	427	544	14.34	7.17	78.49	100
7	第11 Lok Sabha	1996	79	38	428	545	14.50	6.97	78.53	100
8	第12 Lok Sabha	1998	74	39	432	545	13.58	7.16	79.27	100
9	第13 Lok Sabha	1999	83	41	443	567	14.64	7.23	78.13	100
10	第14 Lok Sabha	2004	75	41	427	543	13.81	7.55	78.64	100

出典：www.parliamentofindia.nic.in